

ガス導管事業者の 2018 年度収支状況等の事後評価

とりまとめ

2020 年 2 月 6 日

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合

1. 背景

2017 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス事業にライセンス制が導入され、ガス小売事業が全面自由化され、ガス導管事業は中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下、「ガス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して 2017 年 4 月から実施、その後、事業年度毎に託送収支計算書が公表されている。これを踏まえ、2019 年 11 月 1 日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の 2018 年度収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、託送料金の低廉化を促進するために、追加的な分析・評価として、大きな超過利潤が発生しているガス導管事業者について、その要因を分析した。さらに、効率化に向けた取組状況に関して、一般社団法人日本ガス協会（以下、「日本ガス協会」という。）が実施する中小事業者等への技術的サポート等の状況を聴取した。あわせて、内管工事費用の効率化・低廉化を促進する観点から、各社の内管工事の取組状況等をフォローアップした。

2. ガス導管事業者の 2018 年度収支状況等の事後評価の結果

（1）法令に基づく事後評価

2018 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（222 社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143 社）について、2018 年度の収支状況の評価した。

これら 143 社のうち、8 社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、2018 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。

1 月～12 月の会計年度を採用している 3 社（東部液化石油、新発田ガス、松本ガス）については 2020 年 1 月 1 日までに、4 月～3 月の会計年度を採用している 5 社（苫小牧ガス、仙南ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については 2020 年 4 月 1 日までに、それぞれ託送供給約款料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長の変更命令の対象となりうる。

このうち、1月～12月の会計年度を採用している3社については、2019年12月中に託送供給約款料金の改定の届出が行われ、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、託送供給約款届出料金が適切に算定されていることを確認した。

4月～3月の会計年度を採用している各事業者に対応方針を聴取したところ、5社とも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

(2) 追加的な分析・評価

①超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の料金値下げ届出について

2020年1月1日が期日とされていた、東部液化石油、新発田ガス及び松本ガスの3社については、所管の経済産業局長に対して、2020年1月1日を実施日とする託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出が行われたため、その内容を確認した。

今般届出のあった3社はいずれも、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、届出上限値方式により変更後の料金が算定された。このため、基本的には、①超過利潤が一定水準を超過したことによる、省令の算定式により算出される超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資及び②届出上限値方式を採用したことによる、同方式に基づく料金引下げ原資の合計が還元されることとなるが、このうち①については、新発田ガス及び松本ガスは、省令上算定が免除される要件¹を満たしているため、還元が行われなかった（次回料金改定には反映される）。

前述の②については、ガス託送料金の値下げ届出は、総括原価方式と届出上限値方式の選択制であり、届出上限値方式が選択された場合、料金引下げ原資は、経営効率化等によって生じた費用減の一部を事業者が自らの経営判断で設定することとなる。本制度の趣旨は、託送料金原価の適正性が十分に担保されている状況であれば、総括原価方式に比べ簡易である同方式を通じ、料金値下げの機動性向上が図られることにある。

しかしながら、これまで本会合で事後評価を行ってきたとおり、新制度に基づく各社の託送料金（2017年4月実施）については、一部の事業者で、当時の査定に限り認められた原価算定方式が適用された費用項目において、「実績費用と想定原価との大きなずれ」が確認されており、本来制度が前提としていた状況に必ずしも当てはまらないケースがありうる。

こうした事業者の超過利潤が一定水準を超過した場合、原価を速やかに実態に合わせる観点から、まずは、「総括原価方式での値下げ」を行う必要性が高いと考えられるため、新制度に基づく託送料金（2017年4月実施）の認可を受けた事業者で、超過利潤が一定水準を超過した者について

¹ ガス事業託送供給約款料金算定規則第10条第1項の規定に基づき、当期内部留保相当額と還元義務額残高の合計が0となる事業者（≡託送供給関連設備（高圧・中圧導管）への累積の投資額が累積の超過利潤を上回っている事業者であって、これまで超過利潤累積額が一定水準を超えていなかった事業者）は、超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資の算定が免除されている。

は、次に料金値下げ届出を行おうとする場合、選択制ではなく、総括原価方式で行わなければならない旨の制度的措置を速やかに講じるべきである。

②大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価

一定水準を超過した事業者以外にも、2018 年度の収支において比較的大きな超過利潤が発生した事業者があったことを踏まえ、当期超過利潤額が営業収益の 5 %以上であった 7 社（昨年度の追加的な分析・評価で対象外とした 4 月～ 3 月以外の会計年度を採用している事業者が対象。ただし、超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者を除く）について、その超過利潤の要因と今後の見通しを分析・評価するとともに、各事業者から今後の対応方針を聴取した。

これらの事業者の超過利潤の要因については、想定より収益が増加したことが要因であるもの、想定より費用が減少したことが要因であるもの、そしてその両者が要因となっているもののそれぞれが存在した。

収益増の要因については、大口需要家への供給量の増加、新規の需要獲得などがあげられた。費用減の要因については、設備投資が減少した・実施されなかった、簡易な原価算定方式（簡素合理化方式）によって想定原価が大きく見積もられていた、などがあげられた。

こうした要因分析を踏まえ、各事業者の超過利潤が一過性のものか継続する可能性が高いものかについて分析・評価を行った。その結果、4 社については、来年度以降も 2018 年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。これらの事業者については、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行うことが適当である。また、それ以外の 3 社については、2018 年度の超過利潤の発生は一過性である可能性があると評価された。

この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過利潤の継続性が高い 4 社のうち 2 社から、2021 年 1 月に自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答があった。

また、昨年度の事後評価において大きな超過利潤が発生した事業者について、フォローアップを実施したところ、超過利潤の発生状況が変化し、方針が変更された事業者が一部あったものの、2018 年度収支でも大きな超過利潤が継続した事業者については、基本的には 2020 年 4 月からの料金改定を自主的に実施する予定であるとの回答があった。

③需要開拓費、二重導管離脱需要の分析

③－ 1 需要開拓費の分析

需要開拓費を原価に計上した事業者について、2017 年度～2019 年度需要開拓費の想定原価と実績費用（実績見込みを含む）を聴取した。全体としては、想定を上回る実績、概ね想定通りの執行となる事業者が多かったが、一部の事業者では想定外の案件数の減少などの理由により、実

96 績が想定を下回った。

97 また、需要開拓費は、第 26 回ガスシステム改革小委員会において、「ガス導管事業者が得る託
98 送料金収入は増加することとなるため、その一部を需要開拓を行ったガス小売事業者に対して還元
99 する（実質的な託送料金の割引）」及び「需要開拓により見込まれる 5 年間の託送料金収入増
100 加額の 1 / 2 に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認める」と整理された。これらの整理を
101 踏まえ、5 年間の託送料金収入増加見込額が、需要開拓費執行額の 2 倍以上であれば当初期
102 待された費用対効果が達成されていると評価できるとし、需要開拓費を執行した 7 社に対し、需要
103 開拓費の原価算入時に期待された費用対効果が達成されているかを分析したところ、各社とも、5
104 年間の託送料金収入増加見込額は、需要開拓費執行額の 2 倍以上となっていた。

105 これらの託送料金収入の増加は、超過利潤、ひいては将来の託送料金値下げの原資となり得る
106 ため、引き続き、制度に基づき、超過利潤の発生状況について事後評価を行っていく。

108 ③－２二重導管離脱需要の分析

109 2016 年に二重導管規制が見直され、ガス導管事業者は、原則として、小売全面自由化後 3 年
110 度間において、各一般ガス導管事業者のネットワーク需要の 4.5%に相当する既存需要を獲得する
111 ことが可能となった。一般ガス導管事業者の中には、需要想定を行うにあたり、自社の状況に応じて、
112 一定程度の需要減少量を織り込んだ事業者もいることから、申請時想定と実績を比較し、その乖離
113 理由を各事業者から聴取した。

114 二重導管離脱需要の実績が申請時の想定を下回った事業者（東京ガス及び東邦ガス）からは、
115 乖離理由について報告があったとともに、今後の申請時の想定については、適切な想定に努める旨が
116 表明された。

118 (３) 効率化に向けた取組状況

119 昨年度の事後評価においては、先進的な取組を行っている期待される大手 3 社（東京ガス、大
120 阪ガス、東邦ガス）の取組を確認し、特に先進的で効果の高い取組について取りまとめ、中小事業
121 者等への横展開の技術的サポート等を日本ガス協会に依頼したため、今年度は、日本ガス協会の取
122 組状況のフォローアップを行った。

123 日本ガス協会からは、昨年度の要請を受けた新たな取組として、一般ガス導管事業者の経営者や
124 実務の責任者等に対し、直接、昨年度の事後評価のとりまとめ内容を情報発信したこと等が報告さ
125 れた。引き続き、こうした取組を通じ、ガス業界全体の効率化意識の更なる醸成と、より一層の取組
126 促進に繋がることが期待される。

127 また、昨年度の事後評価で取り上げられた先進的な効率化取組を経済産業省がとりまとめ、発出
128 した効率化事例集について、一般ガス導管事業者各社が当該事例集の内容に関する疑問点を解

決し、スムーズに導入検討を進められるよう、「効率化事例集に関連する問合せ窓口」を設置し、導入済みの事業者（大手 3 社）とのマッチングを迅速かつ確実に行う仕組みが設けられた。2020 年 1 月 20 日現在 12 件の問い合わせがあり、うち 6 件は実際に導入が決定された。

今後、日本ガス協会を中核とした一般ガス導管事業者への情報発信や課題解決のためのサポートが、より一層深化していくことにより、一般ガス導管事業者全体の自主的な業務効率化が加速化していくことを期待する。

（４）内管工事の取組状況

①内管工事の利益率が大きく、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

昨年度実施した事後評価を踏まえ、内管工事の利益率が大きく、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者 16 社に対して、その利益率の妥当性または利益率を踏まえた見積単価表の改定の見通しを聴取したところ、8 社からは見積単価表の見直しをする、または見直しを検討するとの回答があった。

内管工事の利益率が大きくなる主な原因については、複数の事業者から、見積単価表に基づかない特殊な工事が発生したためとの回答があった。他方、各一般ガス導管事業者の託送供給約款等には見積単価表に基づかない特殊な工事であっても、その工事金額は、その工事に要する材料費、労務費等の費用に基づき算出した個別の設計見積金額にするものと記載されている。これを踏まえ、当該特殊な工事であっても、その工事金額は、その工事に要する費用に基づき算出した個別の設計見積金額となるよう、各一般ガス導管事業者に対し、2019 年 10 月に当委員会事務局から日本ガス協会を経由して周知徹底を行った。

②内管工事の標準モデルに基づく参考見積額の公表状況の確認

昨年度実施した事後評価を踏まえ、需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額を自社の HP 等において公表するよう事業者に依頼したところ。全一般ガス導管事業者 196 社において、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額を自社の HP 等において公表していることを確認した。

(参考 1)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
開催実績**

第 1 回 (2019/11/20)

・事務局説明 (法令に基づく事後評価のとりまとめ、その他項目)

・一般社団法人日本ガス協会説明 (効率化取組)

第 2 回 (2020/1/21)

・事務局説明 (その他項目とりまとめ)

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
委員等名簿

＜座長＞

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

＜委員＞

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

＜専門委員＞

男澤 江利子 有限責任監査法人 トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

＜オブザーバー＞

河野 康子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 前事務局長

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

下堀 友数 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 ガス市場整備室長

(以上敬称略)